

第 2 3 号様式（第 2 5 条関係）

意見書に対する見解書

令和 8 年 1 0 月 2 0 日

（宛先）流山市長

住 所 千葉県柏市豊上町 1 3 番 1 号

氏 名 株式会社エスディー・コーポレーション

代表取締役 綿貫 亮

電 話 04-7142-1180

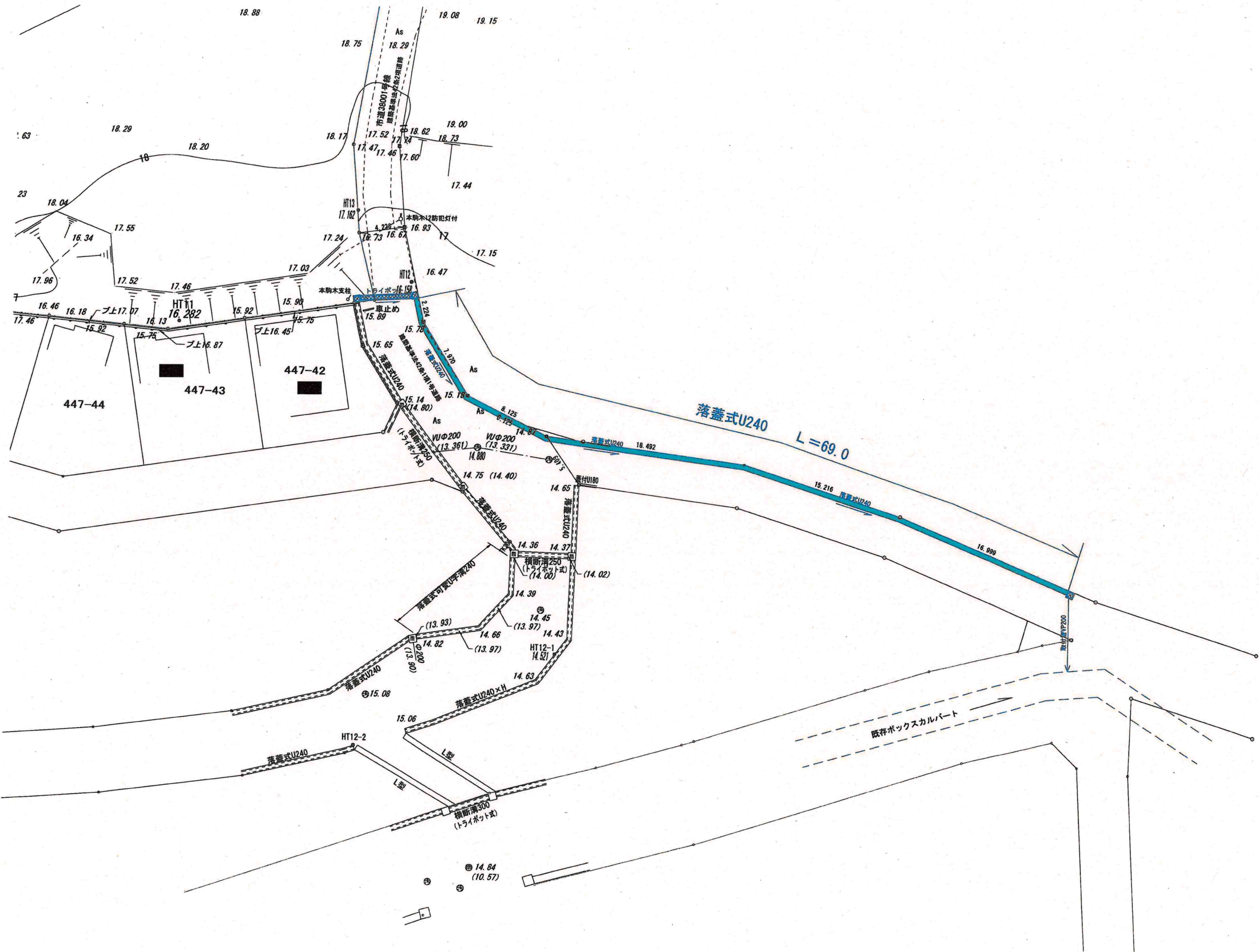
（※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

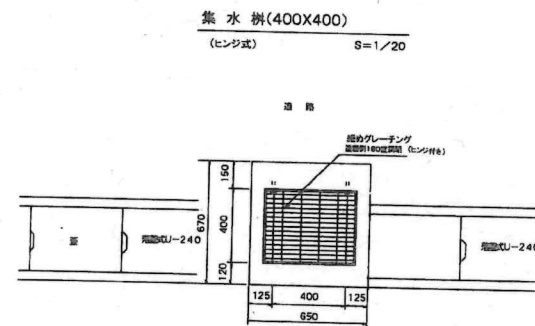
流山市街づくり条例第 3 3 条第 1 項の規定により、意見書に対する見解書を提出します。

意見	見解
1 既存住宅境界部に緑地帯及び遊歩道を設置すること。 ①「土地利用計画図」中の公園エリアと宅地 1、宅地 2 エリアの場所を交換し、既存住宅境界部分に緑地帯を設置すること。 ②近隣住宅との境界に遊歩道（幅 1.5 m）を設置すること。	①公園は駒木字西新請 651 番 4 の隣接地に設置いたします。 ②近隣住宅との境界が接し宅地を計画することについて緑地帯、遊歩道を設置する事は、次の理由によりできません。 ・隣接地側は現況コンクリート擁壁が設置されており遊歩道として設置する事は防犯上心配なこと。 ・プライバシーを守る事は大事な事であるので建築設計にあたっては隣接の窓の位置、建物配置のなど考慮した設計に努めます。 ・遊歩道を設置した場合その工事費用と宅地の減少により収支が合わない事。

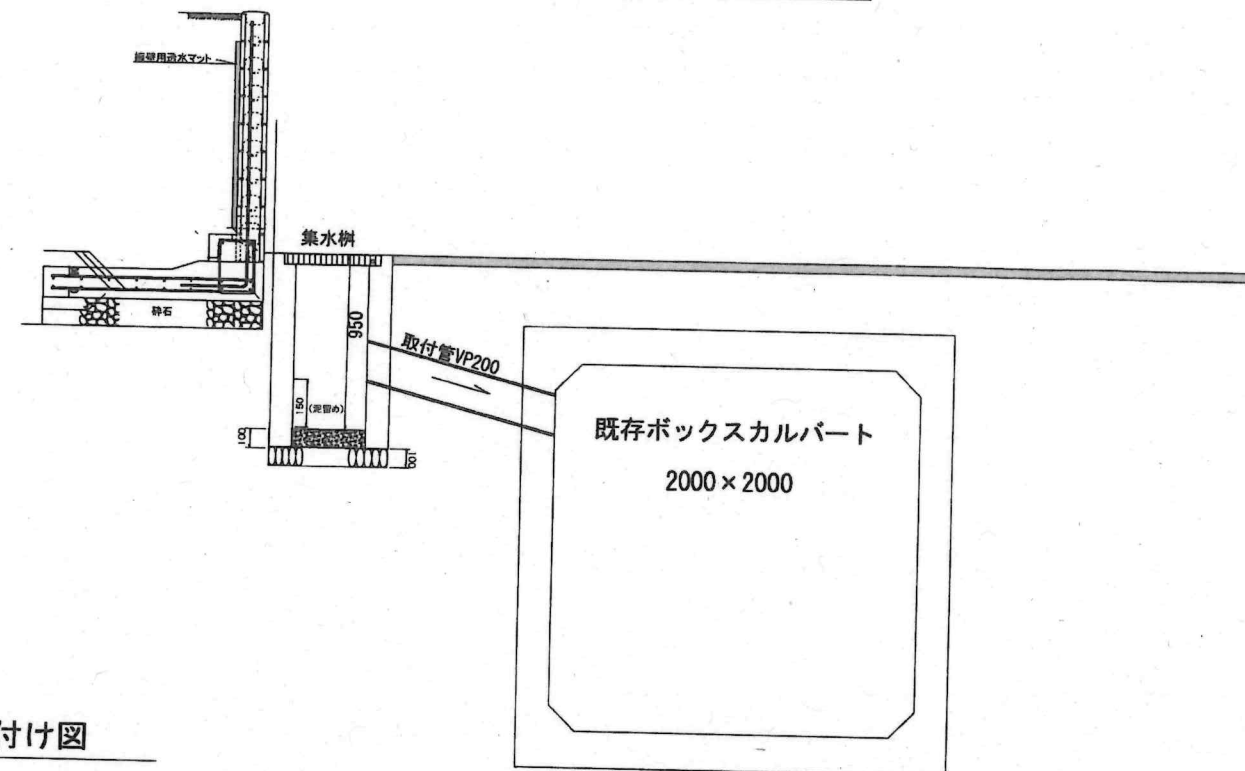


<p>2 工事期間中の安全確保及び生活環境に十分配慮すること。</p> <p>①工事車両の運行にあたっては通学路・生活道路を十分に配慮し、運行禁止や主要交差点への誘導員の配置を徹底すること。</p>	<p>工事中の安全について</p> <p>①工事車両の運行にあたっては十分に安全運転を行う様指導し交通ルールを守り歩行者に配慮しスピードの出しすぎの無いように致します。また、資材の運搬等には交通誘導員を配置致します。また、通学路時間帯には工事車両の運行は控えます。</p>
<p>②工事期間中、工事による被害が発生した場合は速やかに保障、修繕を行うこと。</p>	<p>②工事期間中、工事による被害が発生した場合は速やかに保障、修繕を行います。</p>
<p>3 大雨時に開発区域道路から流れ落ちる大量の雨水の排水対策に万全を期すこと。</p>	<p>雨水排水について</p> <p>流山市道 38001 号線に落蓋式 U-240 約 69m を、新設工事を行い流山市道 38002 号線の既設カルバートに VPφ200 の取付管工事を行います。また、流山市駒木字西新請 651 番 3 地先の水路敷に落蓋式 U-240、L=48m を設置し既存のカルバートに VPφ200 の取付管工事を行います。</p>

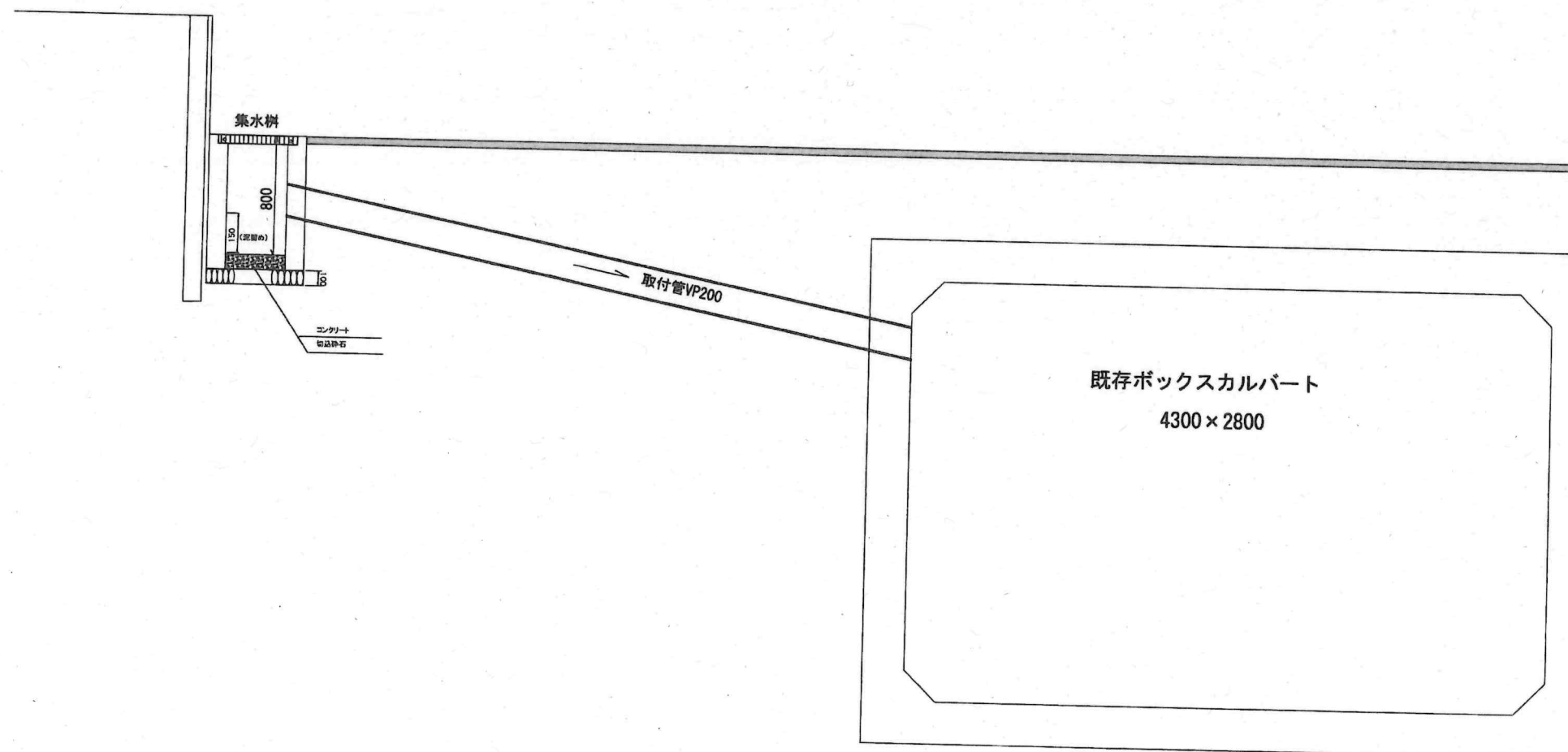




北西側排水取り付け図



南側排水取り付け図



所在	流山市駒木字西新請		
図面名称	取り付け管構造図		
縮尺	1/40	番号	
作成年月日	令和8年10月19日		
作成者	有限会社若葉設計企画 千葉県柏市花野井921番1 TEL04 (7186) 6655 FAX		